

平成26年第4回廿日市市議会（第3回定例会）条例案新旧対照表

議案第70号	廿日市市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例	1
議案第71号	廿日市市地区計画区域内建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例	3
議案第72号	廿日市市市営住宅設置、整備及び管理条例の一部を改正する条例	5
議案第73号	廿日市市立学校設置条例の一部を改正する条例	7

廿日市市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市ひとり親家庭等医療費支給条例（昭和54年条例第26号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（受給資格者） 第3条 この条例により支給する医療費（以下「ひとり親家庭等医療費」という。）の支給を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、廿日市市（以下「市」という。）の区域内に住所を有する者であつて国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の被保険者（同法第116条の2に規定する入院等をしたことにより、市の区域外に住所を有することとなつた者を含む。）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の被保険者又は社会保険各法の被保険者若しくは被扶養者である者のうち次の各号のいずれかに該当する者とする。 （1） 次に掲げるいずれかに該当する者 ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する配偶者のない女子で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある同条第3項に規定する児童（以下「対象児童」という。）を現に扶養しているもの イ （略） ウ <u>法第6条第2項に規定する配偶者のない男子で、対象児童を現に扶養しているもの</u> エ （略） （2）・（3） （略） 2 （略）	（受給資格者） 第3条 この条例により支給する医療費（以下「ひとり親家庭等医療費」という。）の支給を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、廿日市市（以下「市」という。）の区域内に住所を有する者であつて国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の被保険者（同法第116条の2に規定する入院等をしたことにより、市の区域外に住所を有することとなつた者を含む。）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の被保険者又は社会保険各法の被保険者若しくは被扶養者である者のうち次の各号のいずれかに該当する者とする。 （1） 次に掲げるいずれかに該当する者 ア 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する配偶者のない女子で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある同条第2項に規定する児童（以下「対象児童」という。）を現に扶養しているもの イ （略） ウ <u>配偶者と死別又は離婚し、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていない男子で、対象児童を現に扶養しているもの</u> エ （略） （2）・（3） （略） 2 （略）

廿日市市地区計画区域内建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

○廿日市市地区計画区域内建築物等の制限に関する条例（昭和63年条例第23号）【第1条関係】

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
(容積率) 第6条の2 (略) 2 前項の建築物の延べ面積には、次に掲げる床面積は、算入しないものとする。 (1) 建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。以下この号において同じ。）の床面積（当該床面積が当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1） (2) エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積 (3) 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分の床面積のうち、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和（次号から第7号までにおいて「建築物床面積の合計」という。））の5分の1を限度とする部分 (4) 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分の床面積のうち、建築物床面積の合計の50分の1を限度とする部分 (5) 蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分の床面積のうち、建築物床面積の合計の50分の1を限度とする部分 (6) 自家発電設備を設ける部分の床面積のうち、建築物床面積の合計の100分の1を限度とする部分 (7) 貯水槽を設ける部分の床面積のうち、建築物床面積の合計の100分の1を限度とする部分 3 (略)	(容積率) 第6条の2 (略) 2 前項の建築物の延べ面積の算定については、次に定めるところによる。 (1) 建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分の床面積（当該床面積が当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1とする。）は、建築物の延べ面積に算入しない。 (2) 共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積は、建築物の延べ面積に算入しない。 (3) 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分の床面積（当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）の5分の1を限度とする。）は、建築物の延べ面積に算入しない。 3 (略)

改正後	改正前
(容積率) 第6条の2 (略) 2 前項の建築物の延べ面積には、次に掲げる床面積は、算入しないものとする。 (1) 建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(以下この号において「老人ホーム等」という。)の用途に供する部分(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。以下この号において同じ。)の床面積(当該床面積が当該建築物の住宅及び老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、当該建築物の住宅及び老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1) (2)～(7) (略) 3 (略)	(容積率) 第6条の2 (略) 2 前項の建築物の延べ面積には、次に掲げる床面積は、算入しないものとする。 (1) 建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅_____の用途に供する部分(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。以下この号において同じ。)の床面積(当該床面積が当該建築物の住宅_____の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、当該建築物の住宅_____の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1) (2)～(7) (略) 3 (略)

議案第72号

廿日市市市営住宅設置、整備及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市市営住宅設置、整備及び管理条例（平成9年条例第16号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（入居者の資格） 第6条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者（この項及び次条第2項において「高齢者等」という。）は、前項第2号から第6号まで（第5号の規定に該当する者にあつては、前項第2号、第3号、第5号及び第6号）に掲げる条件を具備する場合は、公営住宅に入居することができる。ただし、高齢者等が身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者である場合は、この限りでない。 （1）・（2） （略） （3） 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者 （4）・（5） （略） 3・4 （略）	（入居者の資格） 第6条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者（この項及び次条第2項において「高齢者等」という。）は、前項第2号から第6号まで（第5号の規定に該当する者にあつては、前項第2号、第3号、第5号及び第6号）に掲げる条件を具備する場合は、公営住宅に入居することができる。ただし、高齢者等が身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者である場合は、この限りでない。 （1）・（2） （略） （3） 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付_____を含む。）を受けている者 （4）・（5） （略） 3・4 （略）

廿日市市立学校設置条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市立学校設置条例（昭和39年条例第18号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前																																																																												
別表第2（第3条関係）	別表第2（第3条関係）																																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>小学校の名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>廿日市市立廿日市小学校</td><td>廿日市市本町2番13号</td></tr> <tr><td>廿日市市立平良小学校</td><td>廿日市市陽光台一丁目4番地1</td></tr> <tr><td>廿日市市立原小学校</td><td>廿日市市原433番地</td></tr> <tr><td>廿日市市立宮内小学校</td><td>廿日市市宮内1518番地</td></tr> <tr><td>廿日市市立地御前小学校</td><td>廿日市市地御前四丁目3番1号</td></tr> <tr><td>廿日市市立佐方小学校</td><td>廿日市市佐方10番地1</td></tr> <tr><td>廿日市市立阿品台東小学校</td><td>廿日市市阿品台東2番1号</td></tr> <tr><td>廿日市市立阿品台西小学校</td><td>廿日市市阿品台西1番1号</td></tr> <tr><td>廿日市市立金剛寺小学校</td><td>廿日市市地御前二丁目22番1号</td></tr> <tr><td>廿日市市立宮園小学校</td><td>廿日市市宮園一丁目1番地2</td></tr> <tr><td>廿日市市立四季が丘小学校</td><td>廿日市市四季が丘八丁目1番地1</td></tr> <tr><td>廿日市市立友和小学校</td><td>廿日市市友田19番地</td></tr> <tr><td>廿日市市立津田小学校</td><td>廿日市市津田2740番地</td></tr> <tr><td>廿日市市立吉和小学校</td><td>廿日市市吉和1555番地1</td></tr> <tr><td>廿日市市立大野東小学校</td><td>廿日市市大野720番地</td></tr> <tr><td>廿日市市立大野西小学校</td><td>廿日市市大野原四丁目2番60号</td></tr> <tr><td>廿日市市立宮島小学校</td><td>廿日市市宮島町779番地2</td></tr> </tbody> </table>	小学校の名称	位置	廿日市市立廿日市小学校	廿日市市本町2番13号	廿日市市立平良小学校	廿日市市陽光台一丁目4番地1	廿日市市立原小学校	廿日市市原433番地	廿日市市立宮内小学校	廿日市市宮内1518番地	廿日市市立地御前小学校	廿日市市地御前四丁目3番1号	廿日市市立佐方小学校	廿日市市佐方10番地1	廿日市市立阿品台東小学校	廿日市市阿品台東2番1号	廿日市市立阿品台西小学校	廿日市市阿品台西1番1号	廿日市市立金剛寺小学校	廿日市市地御前二丁目22番1号	廿日市市立宮園小学校	廿日市市宮園一丁目1番地2	廿日市市立四季が丘小学校	廿日市市四季が丘八丁目1番地1	廿日市市立友和小学校	廿日市市友田19番地	廿日市市立津田小学校	廿日市市津田2740番地	廿日市市立吉和小学校	廿日市市吉和1555番地1	廿日市市立大野東小学校	廿日市市大野720番地	廿日市市立大野西小学校	廿日市市大野原四丁目2番60号	廿日市市立宮島小学校	廿日市市宮島町779番地2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>小学校の名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>廿日市市立廿日市小学校</td><td>廿日市市本町2番13号</td></tr> <tr><td>廿日市市立平良小学校</td><td>廿日市市陽光台一丁目4番地1</td></tr> <tr><td>廿日市市立原小学校</td><td>廿日市市原433番地</td></tr> <tr><td>廿日市市立宮内小学校</td><td>廿日市市宮内1518番地</td></tr> <tr><td>廿日市市立地御前小学校</td><td>廿日市市地御前四丁目3番1号</td></tr> <tr><td>廿日市市立佐方小学校</td><td>廿日市市佐方10番地1</td></tr> <tr><td>廿日市市立阿品台東小学校</td><td>廿日市市阿品台東2番1号</td></tr> <tr><td>廿日市市立阿品台西小学校</td><td>廿日市市阿品台西1番1号</td></tr> <tr><td>廿日市市立金剛寺小学校</td><td>廿日市市地御前二丁目22番1号</td></tr> <tr><td>廿日市市立宮園小学校</td><td>廿日市市宮園一丁目1番地2</td></tr> <tr><td>廿日市市立四季が丘小学校</td><td>廿日市市四季が丘八丁目1番地1</td></tr> <tr><td><u>廿日市市立玖島小学校</u></td><td><u>廿日市市玖島4323番地</u></td></tr> <tr><td>廿日市市立友和小学校</td><td>廿日市市友田19番地</td></tr> <tr><td>廿日市市立津田小学校</td><td>廿日市市津田2740番地</td></tr> <tr><td><u>廿日市市立浅原小学校</u></td><td><u>廿日市市浅原2662番地3</u></td></tr> <tr><td>廿日市市立吉和小学校</td><td>廿日市市吉和1555番地1</td></tr> <tr><td>廿日市市立大野東小学校</td><td>廿日市市大野720番地</td></tr> <tr><td>廿日市市立大野西小学校</td><td>廿日市市大野原四丁目2番60号</td></tr> <tr><td>廿日市市立宮島小学校</td><td>廿日市市宮島町779番地2</td></tr> </tbody> </table>	小学校の名称	位置	廿日市市立廿日市小学校	廿日市市本町2番13号	廿日市市立平良小学校	廿日市市陽光台一丁目4番地1	廿日市市立原小学校	廿日市市原433番地	廿日市市立宮内小学校	廿日市市宮内1518番地	廿日市市立地御前小学校	廿日市市地御前四丁目3番1号	廿日市市立佐方小学校	廿日市市佐方10番地1	廿日市市立阿品台東小学校	廿日市市阿品台東2番1号	廿日市市立阿品台西小学校	廿日市市阿品台西1番1号	廿日市市立金剛寺小学校	廿日市市地御前二丁目22番1号	廿日市市立宮園小学校	廿日市市宮園一丁目1番地2	廿日市市立四季が丘小学校	廿日市市四季が丘八丁目1番地1	<u>廿日市市立玖島小学校</u>	<u>廿日市市玖島4323番地</u>	廿日市市立友和小学校	廿日市市友田19番地	廿日市市立津田小学校	廿日市市津田2740番地	<u>廿日市市立浅原小学校</u>	<u>廿日市市浅原2662番地3</u>	廿日市市立吉和小学校	廿日市市吉和1555番地1	廿日市市立大野東小学校	廿日市市大野720番地	廿日市市立大野西小学校	廿日市市大野原四丁目2番60号	廿日市市立宮島小学校	廿日市市宮島町779番地2
小学校の名称	位置																																																																												
廿日市市立廿日市小学校	廿日市市本町2番13号																																																																												
廿日市市立平良小学校	廿日市市陽光台一丁目4番地1																																																																												
廿日市市立原小学校	廿日市市原433番地																																																																												
廿日市市立宮内小学校	廿日市市宮内1518番地																																																																												
廿日市市立地御前小学校	廿日市市地御前四丁目3番1号																																																																												
廿日市市立佐方小学校	廿日市市佐方10番地1																																																																												
廿日市市立阿品台東小学校	廿日市市阿品台東2番1号																																																																												
廿日市市立阿品台西小学校	廿日市市阿品台西1番1号																																																																												
廿日市市立金剛寺小学校	廿日市市地御前二丁目22番1号																																																																												
廿日市市立宮園小学校	廿日市市宮園一丁目1番地2																																																																												
廿日市市立四季が丘小学校	廿日市市四季が丘八丁目1番地1																																																																												
廿日市市立友和小学校	廿日市市友田19番地																																																																												
廿日市市立津田小学校	廿日市市津田2740番地																																																																												
廿日市市立吉和小学校	廿日市市吉和1555番地1																																																																												
廿日市市立大野東小学校	廿日市市大野720番地																																																																												
廿日市市立大野西小学校	廿日市市大野原四丁目2番60号																																																																												
廿日市市立宮島小学校	廿日市市宮島町779番地2																																																																												
小学校の名称	位置																																																																												
廿日市市立廿日市小学校	廿日市市本町2番13号																																																																												
廿日市市立平良小学校	廿日市市陽光台一丁目4番地1																																																																												
廿日市市立原小学校	廿日市市原433番地																																																																												
廿日市市立宮内小学校	廿日市市宮内1518番地																																																																												
廿日市市立地御前小学校	廿日市市地御前四丁目3番1号																																																																												
廿日市市立佐方小学校	廿日市市佐方10番地1																																																																												
廿日市市立阿品台東小学校	廿日市市阿品台東2番1号																																																																												
廿日市市立阿品台西小学校	廿日市市阿品台西1番1号																																																																												
廿日市市立金剛寺小学校	廿日市市地御前二丁目22番1号																																																																												
廿日市市立宮園小学校	廿日市市宮園一丁目1番地2																																																																												
廿日市市立四季が丘小学校	廿日市市四季が丘八丁目1番地1																																																																												
<u>廿日市市立玖島小学校</u>	<u>廿日市市玖島4323番地</u>																																																																												
廿日市市立友和小学校	廿日市市友田19番地																																																																												
廿日市市立津田小学校	廿日市市津田2740番地																																																																												
<u>廿日市市立浅原小学校</u>	<u>廿日市市浅原2662番地3</u>																																																																												
廿日市市立吉和小学校	廿日市市吉和1555番地1																																																																												
廿日市市立大野東小学校	廿日市市大野720番地																																																																												
廿日市市立大野西小学校	廿日市市大野原四丁目2番60号																																																																												
廿日市市立宮島小学校	廿日市市宮島町779番地2																																																																												

改正後							改正前						
別表（第6条関係）							別表（第6条関係）						
区分	使用料（1時間につき）						区分	使用料（1時間につき）					
	屋内運動場	運動場	柔剣道場	地域交流スペース	ミーティングルーム	運動場照明設備		屋内運動場	運動場	柔剣道場	地域交流スペース	ミーティングルーム	運動場照明設備
廿日市小学校	770 円	400 円					廿日市小学校	770 円	400 円				
平良小学校	770 円	400 円		340 円	70 円		平良小学校	770 円	400 円		340 円	70 円	
原小学校	770 円	400 円					原小学校	770 円	400 円				
宮内小学校	770 円	400 円					宮内小学校	770 円	400 円				
地御前小学校	770 円	400 円					地御前小学校	770 円	400 円				
佐方小学校	770 円	400 円					佐方小学校	770 円	400 円				
阿品台東小学校	770 円	400 円					阿品台東小学校	770 円	400 円				
阿品台西小学校	770 円	400 円					阿品台西小学校	770 円	400 円				
金剛寺小学校	770 円	400 円					金剛寺小学校	770 円	400 円				
宮園小学校	770 円	400 円					宮園小学校	770 円	400 円				
四季が丘小学校	770 円	400 円					四季が丘小学校	770 円	400 円				
友和小学校	770 円	400 円					玖島小学校	<u>380 円</u>	400 円				190 円
津田小学校	380 円	400 円					友和小学校	770 円	400 円				
吉和小学校	770 円	400 円				190 円	津田小学校	380 円	400 円				
大野東小学校	770 円	400 円					浅原小学校	<u>380 円</u>	400 円				190 円
大野西小学校	770 円	400 円					吉和小学校	770 円	400 円				190 円
宮島小学校	380 円	400 円				190 円	大野東小学校	770 円	400 円				
廿日市中学校	770 円	400 円	290 円				大野西小学校	770 円	400 円				
七尾中学校	770 円	400 円	140 円				宮島小学校	380 円	400 円				190 円
阿品台中学校	770 円	400 円	290 円				廿日市中学校	770 円	400 円	290 円			
野坂中学校	770 円	400 円	290 円				七尾中学校	770 円	400 円	140 円			
四季が丘中学校	770 円	400 円	290 円				阿品台中学校	770 円	400 円	290 円			
佐伯中学校	770 円	400 円	290 円			190 円	野坂中学校	770 円	400 円	290 円			
大野中学校	770 円	400 円				190 円	四季が丘中学校	770 円	400 円	290 円			
大野東中学校	770 円	400 円	140 円			190 円	佐伯中学校	770 円	400 円	290 円			190 円

改正後							改正前						
宮島中学校	770 円	400 円				190 円	大野中学校	770 円	400 円				190 円
備考 分割して使用できる施設を分割して使用する場合は、分割の割合で徴収する。							大野東中学校	770 円	400 円	140 円			190 円
							宮島中学校	770 円	400 円				190 円
備考 分割して使用できる施設を分割して使用する場合は、分割の割合で徴収する。							備考 分割して使用できる施設を分割して使用する場合は、分割の割合で徴収する。						